



第132回 解説人事労務用語(28) 解雇申請のステップ

Forum AMYN

雇用関係を終了するためには、▽社員死亡▽契約満了▽試用期間中▽自己都合退職一の場合を除き、権限を有する機関に解雇申請を行い、承認される必要があります。そこには4段階のプロセスがあるので、今回をその全体像を見ていくことにしましょう。

◇申請に合意書が必要

第1段階は二者協議 Bipartit です。まずは雇用関係を終了したい会社と当該社員との間で話し合いを持ち、できる限り二者の話し合いで妥結を見いだす努力をします。この二者協議は解雇申請を提出する前に行うことが義務付けられています。

二者協議で解雇申請を提出することに合意した場合は、その旨を記した書面を作成し、解雇申請書に添付する必要があります。この合意書がないと解雇申請は受理されません。

原則として二者協議は会社(通常人事担当)と当該社員との間で行われますが、当該社員が希望すれば労働組合の役員が同席できます。委任があれば労働組合の役員が直接対応し、当該社員は出席しない場合もあります。委任先は弁護士や社外の何らかの団体とすることも可能です。これらの第三者が二者協議に参加する場合は、その根拠を書面でとっておく必要がありますので、ご配慮ください。

◇労働地方事務局で仲裁

第2段階は所在地管轄の労働地方事務局 Dinas Tenaga Kerja/Disnaker への解雇申請書の提出と、同局での仲裁 Mediasi です。労働地方事務局では申請書と共に添付されている必要資料を確認し、仲裁者 Mediator が同席の下で双方の言い分を聞き、解決策を探っていきます。

インドネシアでは通常当事者による話し合いでの解決を最も良しとする傾向が強いため、何度も話すことを勧められます。その上でどうしても妥結が難しい場合は、労働地方事務局が仲裁案 Surat Anjuran を作成します。仲裁案は会社側と労働者側に送付され、双方がその案を受け入れるかどうかを回答しなければなりません。仲裁案を双方が受け入れれば、その時点でこの案件は終了とみなされます。

◇最後は最高裁

第3段階は労使紛争裁判所 Pengadilan Perselisihan Hubungan Industrial/PPHI への提訴になります。ここからは裁判となりますので、会社側は弁護士を立てる必要が出てきます。一方で、労働者は本人や労働組合が直接対応することが許されています。審議の後に判決が下され、やはり、受け入れるかどうかの回答を行います。

この判決に納得できなければ、最後は最高裁 Mahkamah Agung へ上告できます。最高裁の判決が最終決定となり、双方に強制力を持ちます。最高裁では通常、口頭で回答するような審議は行われず、書類のみの審議で判決が下されます。

双方が受け入れた段階で審議は終了されますので、必ずしも第4段階まで経なければならないわけではありません。時間も費用もかかる解雇手続きですので、できるだけ早く双方が合意できる妥結点を見つけ出していくことが大切です。

この問題に関するご意見やご質問は Forum AMYN (amyn@forum.amyn.com) まで、労務・人事問題で解説を希望するテーマがありましたら時事通信ジャカルタ支局 (marketing@jiji.co.id) までご連絡ください。

次回は6月下旬の予定です。